

●鳥獣保護区の存続期間の更新

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和5年8月16日

香川県知事 池田 豊人

1 名称

石清尾鳥獣保護区

2 区域

高松市鶴市町所在御殿国有林 高松市峰山町所在峰山国有林  
高松市東ハゼ町及び西ハゼ町所在室山国有林 高松市中野町所在東石清尾国有林 高松市宮脇町所在中石清尾国有林 高松市西浜新町所在西石清尾国有林  
高松市郷東町所在香東国有林

3 存続期間

令和5年11月15日から令和15年11月14日まで

4 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 香川県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 香川県指定鳥獣保護区の指定目的

高松市にある石清尾山は、都市部にありながら貴重な自然環境を有し、野生鳥獣の良好な生息環境が形成されており、野生鳥獣の種類も豊富であることから、身近な鳥獣の生息地として鳥獣保護区に指定し、その保全を図るものである。

(3) 管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

## ●鳥獣保護区の存続期間の更新

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和5年8月16日

香川県知事 池田 豊人

### 1 名称

善通寺鳥獣保護区

### 2 区域

善通寺市善通寺町地内の主要地方道善通寺詫間線と市道砂古裏1号線との交点を起点とし、同所から市道砂古裏1号線を南東に進み市道富士見通り線との交点に至り、同所から市道富士見通り線を北東に進み市道鎌倉通り線との交点に至り、同所から市道鎌倉通り線を南東に進み市道中通り線との交点に至り、同所から市道中通り線を南西に進み市道南大門線との交点に至り、同所から市道南大門線を南東に進み市道大門通り線との交点に至り、同所から市道大門通り線を南東に進み主要地方道善通寺大野原線との交点に至り、同所から主要地方道善通寺大野原線を南西に進み主要地方道観音寺善通寺線との交点に至り、同所から主要地方道観音寺善通寺線を南西に進み市道池下兼谷1号線との交点に至り、同所から市道池下兼谷1号線を北西に進み市道池下兼谷2号線との交点に至り、同所から市道池下兼谷2号線を北西に進み市道北原曼荼羅寺1号線との交点に至り、同所から市道北原曼荼羅寺1号線を北に進み市道北原曼荼羅寺2号線との交点に至り、同所から市道北原曼荼羅寺2号線を北西に進み市道谷淵高柳線との交点に至り、同所から市道谷淵高柳線を北に進み市道上組曼荼羅寺線との交点に至り、同所から市道上組曼荼羅寺線を北東に進み主要地方道善通寺詫間線との交点に至り、同所から主要地方道善通寺詫間線を東に進み起点に至る線で囲まれた区域

### 3 存続期間

令和5年11月15日から令和15年11月14日まで

### 4 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

#### (1) 香川県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

#### (2) 香川県指定鳥獣保護区の指定目的

善通寺市にある香色山や筆の山は、善通寺市街地にあつて貴重な森林を形成している。山野や平地の鳥を中心にして水鳥も生息するなど、野生鳥類が多く生息することから、身近な鳥獣の生息地として鳥獣保護区に指定し、その保全を図るものである。

#### (3) 管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

## ●鳥獣保護区の存続期間の更新

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和5年8月16日

香川県知事 池田 豊人

### 1 名称

三豊海岸鳥獣保護区

### 2 区域

観音寺市室本町地内の市道室本海岸線の終点を起点とし、同所から市道室本海岸線を東に進み市道室本八幡線との交点に至り、同所から市道室本八幡線を南に進み主要地方道丸亀詫間豊浜線との交点に至り、同所から主要地方道丸亀詫間豊浜線を南に進み主要地方道観音寺佐野線との交点に至り、同所から主要地方道観音寺佐野線を南に進み一般県道栗井観音寺線との交点に至り、同所から一般県道栗井観音寺線を南に進み市道昭和黒淵線との交点に至り、同所から市道昭和黒淵線を南に進み一般県道黒淵本大線との交点に至り、同所から一般県道黒淵本大線を南に進み市道観音寺大野原豊浜線との交点に至り、同所から市道観音寺大野原豊浜線を南に進み主要地方道丸亀詫間豊浜線との交点に至り、同所から主要地方道丸亀詫間豊浜線を南に進み一般国道11号との交点に至り、同所から一般国道11号を南西に進み市道一の宮公園線との交点に至り、同所から市道一の宮公園線を北に進み護岸との交点に至り、同所から護岸に沿って北に進み大野原町と豊浜町との境界に至り、同所から真西に直線に進み海岸線（低極潮位時）から沖合1キロメートルの点に至り、同所から海岸線（低極潮位時）と1キロメートルの間隔をもって北に進み起点の真西の点に至り、同所から起点に向かって東に直線に進み起点に至る線で囲まれた区域

### 3 存続期間

令和5年11月15日から令和15年11月14日まで

### 4 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

#### (1) 香川県指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

#### (2) 香川県指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、県下では有数の水鳥の渡来・生息地であることから、集団渡来地の保護区として鳥獣保護区に指定し、海上も含めてその保全を図るものである。

#### (3) 管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

## ●鳥獣保護区の存続期間の更新

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和5年8月16日

香川県知事 池田 豊人

### 1 名称

丸井鳥獣保護区

### 2 区域

観音寺市大野原町丸井地内の西間谷橋西詰を起点とし、同所から森林基幹道五郷財田線に沿って東に進み大野原町と栗井町との境界に至り、同所から大野原町と栗井町との境界に沿って南に進み国有林観音寺市大野原町東雲辺山69林班い小班界との交点に至り、同所から国有林観音寺市大野原町東雲辺山69林班い小班界に沿って西に進み沢界に至り、同所から水路に沿って北西に進み西間谷上池に至り、同所から西間谷上池岸に沿って右回りに進み西間谷上池東端の水路との交点に至り、同所から水路に沿って北に進み起点に至る線で囲まれた区域

### 3 存続期間

令和5年11月15日から令和15年11月14日まで

### 4 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

#### (1) 香川県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

#### (2) 香川県指定鳥獣保護区の指定目的

観音寺市南部の徳島県境沿いは、標高927メートルの雲辺寺山などからなる讃岐山脈を形成している。この地域は、森林が豊かで野生鳥獣の良好な生息環境となっており、野生鳥獣の種類も豊富であることから、身近な鳥獣の生息地として鳥獣保護区に指定し、その保全を図るものである。

#### (3) 管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。